④　北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について」（平成18年７月12日付け北陸農政局整備部長名）に基づき、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑤　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参に限る。）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

⑾　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑿　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む。）について合意するものとする。

②　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの。）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

③　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⒀　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒁　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

⒂　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年２月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒃　本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。

詳細は、特別仕様書に示すとおりである。

⒄　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⒅　本工事は、賃上げの実施を表明した企業を評価する工事である。

⒆　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての資格要件を満足するものとする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　北陸農政局における令和７・８年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、「機械器具設置工事」の認定を受けている者であること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　施工実績

①　平成22年度以降（過去15年間）に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、②に示す同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

また、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件としたものである。また、据付も同様である。

②　同種工事とは、「ポンプ設備製作据付工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作時及び現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

①　次のいずれかの資格を有する者であること。

ア　技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械））の資格を有する者

イ　請負金額の額が4,500万円以上の機械器具設置工事で２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

ウ　国土交通大臣認定者

②　主任技術者にあって、①に掲げる資格をいずれも有しない場合には、次の実務経験を有すること。

ア　指定学科（建築学、機械工学又は電気・電子工学に関する学科）を卒業後、「高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、「高等専門学校（旧制専門学校を含む）」３年以上、大学（旧制大学を含む）３年以上」の機械器具設置工事の実務経験を有する者

イ　10年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者

③　平成22年度以降（過去15年間）に次の同種工事の施工経験を有する者

ア　同種工事とは、「機械器具設置工事」とし規模及び種類は問わないものとする。

（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ　施工経験は、工場製作、現場据付のいずれかの施工経験のみでも可とする。

ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、工場製作又は現場据付の施工期間の１／２以上又は１年以上の期間の経験を有していること。